

# 桂地区 交通バリアフリー 移動円滑化基本構想



だれもがいきいきと安心して暮らせる  
ひとづくりのまち・桂

# はじめに



京都市長

ますもとよりかね  
梶 幸 頼 兼

この度、京都市では、高齢者や身体に障害のある方などが、安全・快適に安心して移動できる交通環境を整えるため、阪急桂駅を中心とした桂地区を対象に「桂地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想」を策定致しました。

この構想は、平成12年11月に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「交通バリアフリー法」や、平成14年10月に京都市独自の取組として策定した「京都市交通バリアフリー全体構想」に基づいて策定したものであり、今後、駅や駅周辺の道路などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進していくための基本的事項を定めたものであります。

今後は、この構想に基づき、公共交通事業者や関係行政機関などと連携して、永年待ち望まれておりました阪急桂駅へのエレベーターの設置をはじめ、駅や駅前広場、更には、駅から駅周辺の主要施設に至る経路などのバリアフリー化を着実に推進し、くらしに「安らぎ」があり、まちに「華やぎ」がある、「だれもがいきいきと安心して暮らせるひとづくりのまち・桂」を実現して参ります。

結びに、この構想の策定に当たり、桂地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議において熱心に議論・検討を重ねていただきました委員の皆様や多くの貴重な御意見を賜りました市民の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成15年10月

# 目 次

はじめに	1
第1章 「桂地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想」策定の背景, 位置付け及び目標年次	3
第2章 桂地区の概況	7
第3章 桂地区のまちづくりの方向性	10
第4章 バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針	12
第5章 重点整備地区の区域及び特定経路, 準特定経路	15
第6章 桂地区の課題・問題点	19
第7章 バリアフリー化事業計画の概要	24
第8章 バリアフリー化事業の推進体制	34
＜参考資料1＞	
桂地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議 分科会〔現地踏査〕の概要	37
＜参考資料2＞	
桂地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議委員名簿	39

## 第1章 「桂地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想」策定の背景，位置付け及び目標年次

京都市では，桂駅を中心とした徒歩圏内の地区（以下「桂地区」といいます。）を対象に，桂駅や桂駅周辺の道路などのバリアフリー化（段差をなくしたり，視覚障害のある人を誘導するための点字ブロックを設置することなど）を推進するため，「高齢者，身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「交通バリアフリー法」）及び「京都市交通バリアフリー全体構想」（以下「全体構想」といいます。）に基づき，「桂地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想」（以下「桂地区基本構想」といいます。）を策定することとしました。

その背景と，桂地区基本構想の位置付け及びバリアフリー化の目標年次を示します。

### 1 桂地区基本構想策定の背景

#### （1）交通バリアフリー法の制定

##### ア 交通バリアフリー法制定の趣旨

日本では，諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進んでおり，平成27年（2015年）には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会が到来すると予測されています。また，障害のある人もない人も同じように生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念が浸透してきており，このような背景から，高齢者や身体に障害のある人などが自立した日常生活や社会生活を営むことのできる都市環境を整備することが強く求められています。

そして，このような都市環境の整備の一つとして，日常生活や社会生活を送るために欠かすことのできない鉄道やバスなどの公共交通機関の旅客施設<sup>※1)</sup>や車両<sup>※2)</sup>及び旅客施設周辺の道路などのバリアフリー化を促進し，安全，円滑に公共交通機関を利用することができるようにするため，平成12年11月に交通バリアフリー法が施行されました。

※1) 鉄道駅，軌道停留所，バスターミナルなど

※2) 鉄道車両，軌道車両，乗合バス車両など

##### イ 交通バリアフリー法に定められた市町村の責務

市町村は，1日当たりの利用者数が5,000人以上であるなどの主要な旅客施設（「特定旅客施設」といいます。）を中心とし，特にバリアフリー化を推進する必要性が高いと認められる地区を「重点整備地区」に指定し，重点整備地区ごとに，旅客施設やその周辺の道路，駅前広場などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進するため，その基本的事項を定めた「移動円滑化基本構想」を策定することができることとなりました。

#### （2）全体構想の策定

##### ア 全体構想策定の趣旨

京都市では，交通バリアフリー法に規定された移動円滑化基本構想の策定に先立ち，京都市独自の取組として，全市的な観点から重点整備地区を選定するとともに，重点整備地区以外を含めた旅客施設や車両及び旅客施設周辺の道路などのバリアフリー化推進に関する指針を定め，平成14年10月に，全体構想として取りまとめました。

## イ 重点整備地区の選定

全体構想では、市内の104地区（122旅客施設）の中から14の重点整備地区（25旅客施設）を選定しました。そして、桂地区は、この中でも最も早く、「山科地区」と並んで、平成14年度から、交通バリアフリー法に規定された移動円滑化基本構想策定に向けた取組を開始する地区に位置付けました。

14の重点整備地区と移動円滑化基本構想策定期間を表-1に示します。

表 1 重点整備地区と移動円滑化基本構想策定期間

移動円滑化基本構想策定に向けた取組を開始する時期		地区名	旅客施設名
前期	平成14年度	桂地区	阪急桂駅
		山科地区	JR山科駅、京阪山科駅、地下鉄山科駅
	平成15年度	烏丸地区	阪急烏丸駅、地下鉄四条駅
		向島地区	近鉄向島駅
	平成16年度	河原町地区	阪急河原町駅
		京都地区	JR京都駅、新幹線京都駅、近鉄京都駅、地下鉄京都駅
		稲荷地区	JR稲荷駅、京阪伏見稲荷駅
後期 (平成17~20年度)	京阪五条地区	京阪五条駅	
	京阪藤森地区	京阪藤森駅	
	嵯峨嵐山地区	JR嵯峨嵐山駅、京福嵯峨駅前駅、トロッコ嵯峨駅	
	七条地区	京阪七条駅	
	東福寺地区	JR東福寺駅、京阪東福寺駅	
	伏見地区	近鉄伏見駅	
	桃山御陵前地区	近鉄桃山御陵前駅、京阪伏見桃山駅	
合計	14地区	25旅客施設	

## 2 桂地区基本構想の位置付け

### (1) 桂地区基本構想の内容

桂地区基本構想は、高齢者や身体に障害のある人などが、市内を安全・快適に安心して移動できるようにするための交通環境整備の一環として、関係者が互いに連携し、桂駅、東西の駅前広場及び桂駅周辺の道路などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進していくため、その基本的事項として、京都市基本計画や京都市都市計画マスタープランなどの上位計画とも整合を図りながら、バリアフリー化を推進していくに当たっての基本方針や今後実施すべきバリアフリー化事業の内容などを定めたものです。

### (2) 桂地区基本構想に基づくバリアフリー化の推進

今後、桂地区基本構想に基づき、公共交通事業者や京都市の道路管理者及び京都府公安委員会などは、施設や設備の改善事業を実施していきます。また、行政機関、公共交通事業者、市民などが互いに連携したソフト施策を展開し、国民全ての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。

ます。

施設や設備の改善事業のうち、以下の3つの主要な事業（「特定事業」といいます。）については、桂地区基本構想策定後、それぞれ構想に即した事業計画（「特定事業計画」といいます。）を作成し、バリアフリー化の技術基準である「移動円滑化基準」に適合させて、原則として、目標年次までに事業を完了させなければなりません。

#### **ア 「公共交通特定事業」**

公共交通事業者が実施する旅客施設内にエレベーターの設置などを行う事業のうち、必要性、緊急性の高い事業

#### **イ 「道路特定事業」**

京都市の道路管理者が実施する旅客施設周辺の道路において段差や勾配の改善などを行う事業のうち、必要性、緊急性の高い事業

#### **ウ 「交通安全特定事業」**

京都府公安委員会が実施する旅客施設周辺の道路において音響式信号機の設置などを行う事業のうち、必要性、緊急性の高い事業

### **3 目標年次**

バリアフリー化事業の完了目標年次は、平成22年（2010年）を基本とし、以下の区分に基づいて事業を実施していきます。

#### **（1）特定事業の目標年次**

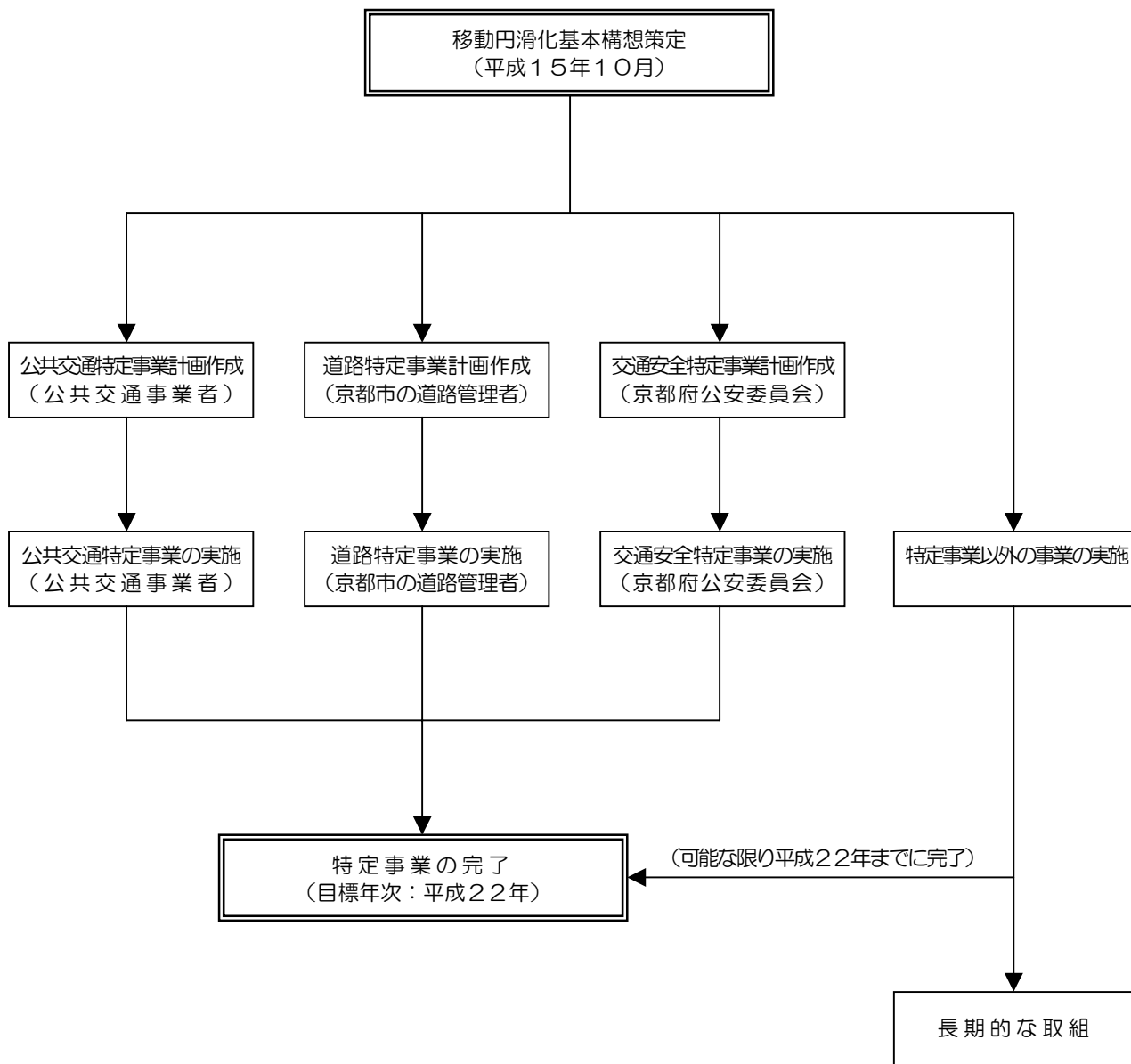
特定事業の完了目標年次は、平成22年（2010年）とします。

#### **（2）特定事業以外の事業の目標年次**

特定事業以外の事業については、可能な限り平成22年（2010年）までに完了するよう努めるとともに、平成23年以降を含めた長期的な取組も進めていくこととします。

桂地区基本構想に基づくバリアフリー化推進の流れを図-1に示します。

図 - 1 桂地区基本構想に基づくバリアフリー化推進の流れ



## 第 2 章 桂地区の概況

桂地区は、阪急桂駅を中心とした徒歩圏内（桂駅から概ね半径 1 km の範囲）の地区です。この桂地区の概況として、桂地区の位置及び特性、西京区の人口及び高齢化率の推移、桂地区内の公共交通機関及び施設の立地状況を示します。

### 1 桂地区の位置及び特性

桂地区は、京都市西南部に位置する西京区の東部にあり、京都市の西の玄関口となっています。

桂地区の核である桂駅の周辺部には広く住宅市街地が形成されています。また、周辺の都市とを結ぶ基幹道路である国道 9 号や京都市西南部における幹線道路である嵯峨街道などが地区に接しており、桂地区は、東西、南北を結ぶ交通の要衝として重要な役割を果たしています。

図 - 2 西京区の位置



図 - 3 桂地区の位置



### 2 西京区の人口及び高齢化率の推移

西京区は、近年、洛西ニュータウンや桂坂などでの住宅開発が進み、人口は増加を続けています。また、高齢者人口の総人口に占める割合である高齢化率は、平成 12 年で 12.5% となっており、京都市域の 17.2%、全国平均の 17.3% より低いものの、昭和 55 年と比較すると約 1.9 倍となっており、高齢化が進んでいます。

表 - 2 総人口、高齢者（65 歳以上）人口及び高齢化率の推移

	西 京 区			京都市	全国平均
	総人口（人）	高齢者人口（人）	高齢化率（%）	高齢化率（%）	高齢化率（%）
昭和 55 年	109,325	7,172	6.6	10.4	9.1
昭和 60 年	130,683	9,306	7.1	11.4	10.3
平成 2 年	142,677	11,950	8.4	12.7	12.0
平成 7 年	151,118	15,296	10.1	14.6	14.5
平成 12 年	155,928	19,534	12.5	17.2	17.3

（国勢調査）



### 3 桂地区内の公共交通機関

#### (1) 鉄道

桂地区内には、阪急京都線と嵐山線が走っており、その結節点に位置する桂駅は、特急が停車し、京都線と嵐山線との乗換駅にもなっている、1日平均利用者数が5,000人以上の特定旅客施設です。

表 - 3 桂地区内の鉄道及び駅

鉄 道	駅 名	1日平均乗降客数(人)	1日平均利用者数(人) 注)
阪急京都線	桂 駅	59,609	76,533

注) 改札内での京都線と嵐山線との乗換客数を加算した人数(推計)

#### (2) バス

桂地区内では、市バスが、桂駅の西口と東口の2つの駅前広場から、洛西ニュータウン方面、京都駅方面などの各方面に、合計8系統のバスを運行しています。また、京都交通バスも、桂駅の2つの駅前広場から、桂坂中央方面、京都駅方面などに合計29系統のバスを運行しています。

表 - 4 市バスの方面別1日の出発台数(平日)

方 面	1日の出発台数(台)
桂坂中央	69
洛西バスターミナル	265
京都駅	34
壬生	24
竹田駅西口	26
久世工業団地	8
桂高校	5
合 計	431

表 - 5 京都交通バスの方面別1日の出発台数(平日)

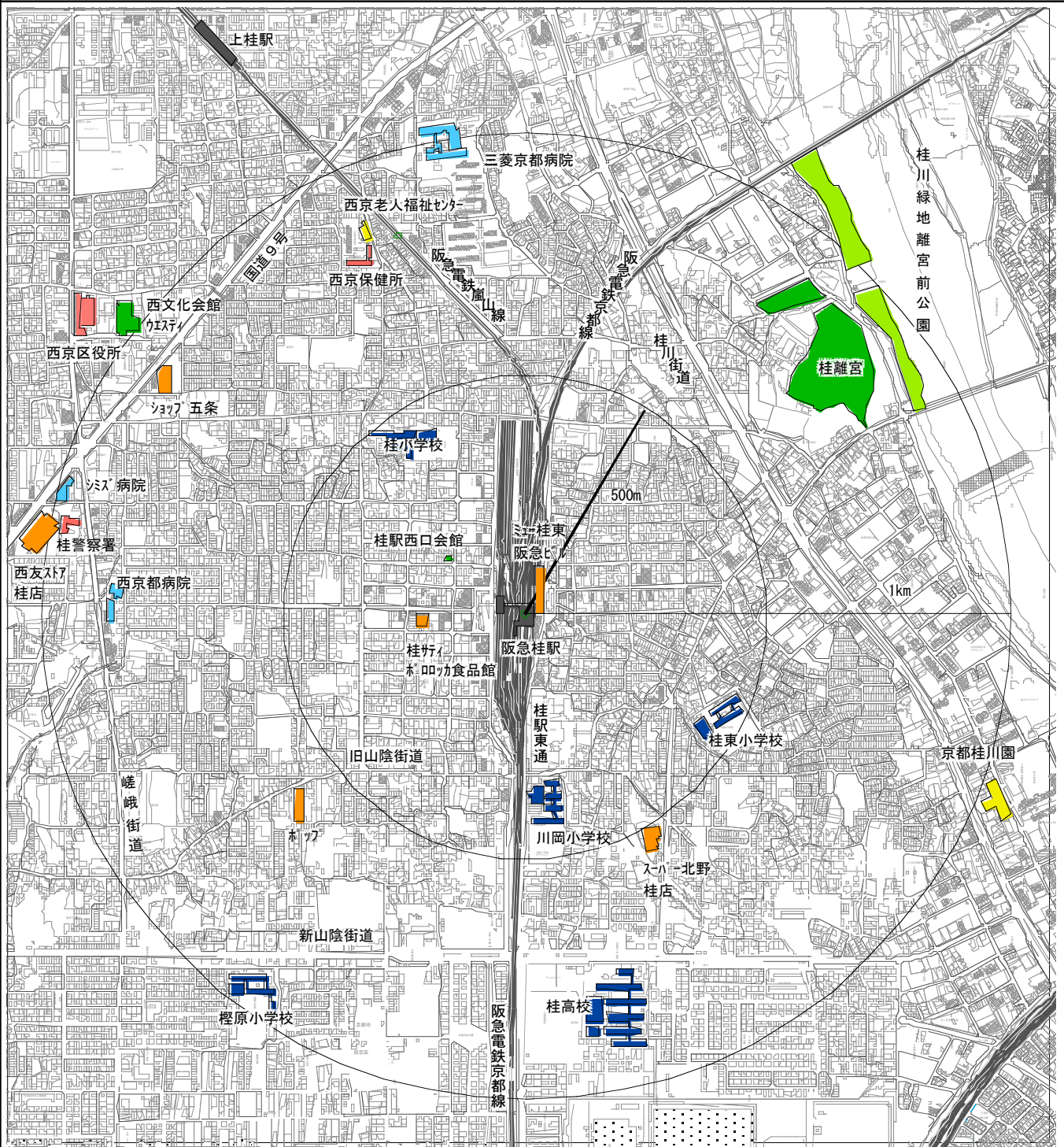
方 面	1日の出発台数(台)
桂坂中央	57
京都駅前	61
亀岡, 東舞鶴, 天の橋立	38
桂御陵坂	2
長峰	8
学園大学	6
合 計	172

### 4 桂地区内の施設の立地状況

桂地区内には、桂駅を中心に住宅市街地が広がっており、西京区役所や桂警察署などの官公庁施設や西京都病院やシミズ病院などの医療施設が、千代原口交差点周辺に集中して立地しています。また、西京老人福祉センターや京都桂川園などの福祉施設、そして、桂離宮、西文化会館ウエスティなどの文化レクリエーション施設など様々な施設が点在しています。

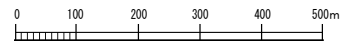
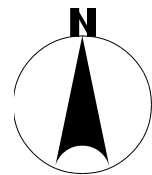
桂地区内の施設の立地状況を図 4 に示します。

図-4 桂地区内の施設の立地状況



凡例 (主要施設)

- 旅客施設 (鉄道)
- 官公庁施設
- 福祉施設
- 医療施設
- 教育施設
- 文化・レクリエーション施設等
- 都市公園・緑地
- 商業施設



### 第3章 桂地区のまちづくりの方向性

桂地区基本構想は、京都市基本計画や京都市都市計画マスタープランなどの京都市の上位計画に掲げられている“バリアフリーのまちづくり”の一環として位置づけられるものです。

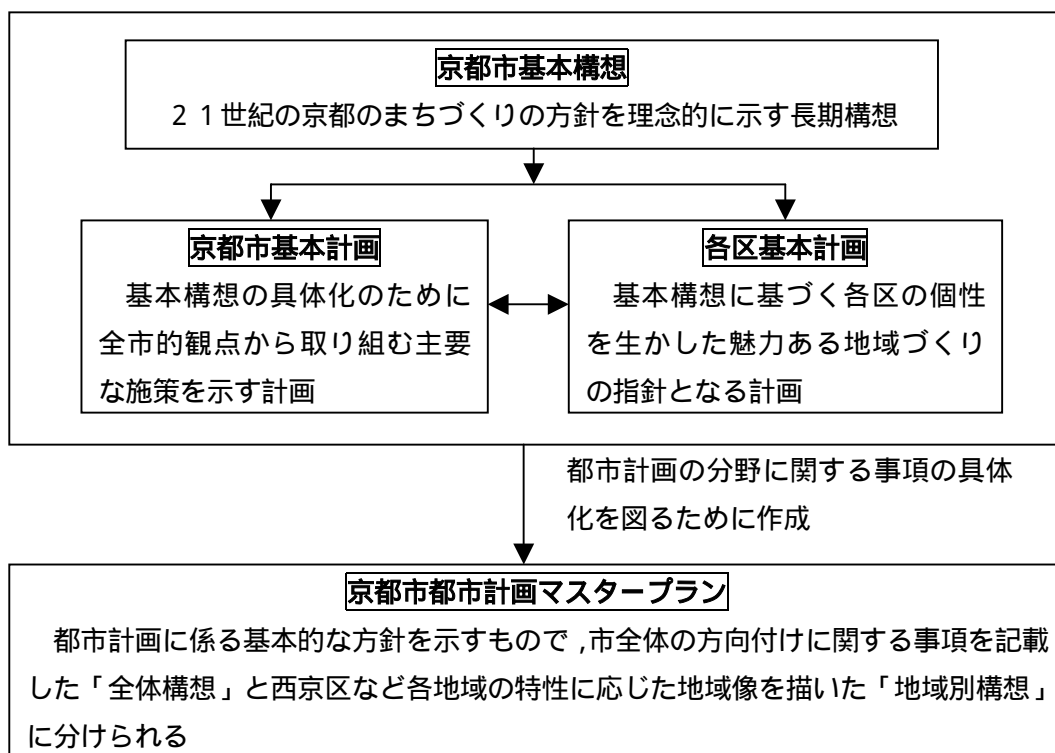
一方、桂地区基本構想は、桂駅を中心とした比較的狭い地区を対象としたものであるため、地区の特性やまちづくりの方向性にも十分配慮した構想とすることが必要となります。

このことから、桂地区基本構想を策定するに当たり、まず、京都市の上位計画における西京区のまちづくりの方向性を踏まえた上で、桂地区のまちづくりの方向性を整理することとします。

#### 1 上位計画の構成

上位計画の構成を図 5 に示します。

図 - 5 上位計画の構成



#### 2 西京区のまちづくりの方向性

西京区のまちづくりの方向性は、上位計画の中の西京区基本計画と京都市都市計画マスタープランの地域別構想から以下のように示すことができます。

##### (1) 西京区基本計画

西京区基本計画では、「新しい西山文化の創造をめざして - 未来を育むひとづくりのまち - 」を計画の基本テーマとし、以下の4つのまちづくりの取組目標を掲げています。

- 誰もがいきいきと安心して暮らせるまちをつくろう
- ひととひとのつながりからまちを動かそう
- 豊かな自然、歴史の中でひとづくり・文化づくりを進めよう
- 安全・快適な都市基盤・交通基盤をつくろう

## (2) 京都市都市計画マスタープラン

京都市都市計画マスタープランの地域別構想においては、西京区のまちづくりの目標として、以下の4つの項目を掲げ、これらに対する方針を提示しています。

都市居住からみた目標

うるおいのある、優れた居住環境を備えたまちをつくる

都市活動からみた目標

近郊農業や生活を支える魅力的な産業のあるまちをつくる

都市環境からみた目標

西山の豊かな自然や歴史環境を生かしたまちをつくる

都市交通からみた目標

多様な都市活動を支える交通基盤の整ったまちをつくる

## 3 桂地区のまちづくりの方向性

上位計画に示されている西京区のまちづくりの方向性を踏まえ、桂地区のバリアフリー化を推進していくに当たって配慮すべき桂地区のまちづくりの方向性を以下のように整理します。

### (1) すべての人にやさしいバリアフリーのまちづくりの推進

だれもが安全・快適に暮らせる、すべての人にやさしいバリアフリーのまちづくりを推進します。

### (2) 優れた居住環境を備えたまちづくりの推進

自然環境に恵まれたうるおいのある優れた居住環境を備えたまちづくりを推進します。

### (3) 交通基盤の整ったまちづくりの推進

市民生活や多様な都市活動を支える、利便性の高い交通基盤の整ったまちづくりを推進します。

## 第4章 バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

桂地区のバリアフリー化を推進していくに当たっての基本理念と基本方針を示します。

### 1 全体構想におけるバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

全体構想においては、以下のように全市的なバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針を定めています。

#### (1) バリアフリー化推進の基本理念

ア 高齢者や身体に障害のある人などが、介助なしで日常生活や社会生活を送ることのできる環境整備を推進します。

イ 市民や市内を訪れる人々が、公共交通機関を利用して移動したくなるような環境整備を推進します。

ウ 障害のある人もない人も、誰もが利用しやすい、安全で快適な施設整備を推進します。

#### (2) バリアフリー化推進に係る基本方針

##### ア 段差解消を優先したバリアフリー化の推進

移動経路や車両に乗降する際の段差の存在は、多くの高齢者や身体に障害のある人などにとって障壁となるものであり、特に大きな段差がある場合には、車いす利用者などにとっては、移動そのものを断念せざるを得なくなるような障壁となることもあります。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、段差解消を優先した施設整備の検討を行うこととします。

##### イ 移動制約者の特性を踏まえたバリアフリー化の推進

公共交通機関を利用するに当たって何らかの制約のある人は、高齢者や身体に障害のある人の他にも妊産婦、けが人など様々です。

また、身体に障害のある人も、肢体障害のある人、視覚障害のある人、聴覚・平衡障害のある人、音声・言語障害のある人、内部障害のある人など、その身体的特性は異なっています。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、移動に制約のある人の特性に十分配慮し、段差解消を優先しつつ、情報案内設備などのあらゆるバリアフリー化設備の整備について、検討を行うこととします。

##### ウ 利用者の意向に配慮したバリアフリー化の推進

施設や車両をどのように改善すべきかについては、高齢者や身体に障害のある人をはじめ、利用者の意向に配慮した検討を行うことが必要です。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、利用者の意見を十分聴き、それを反映させることとします。

##### エ 「心のバリアフリー」の推進

バリアフリー化の推進のためには、ハード整備だけではなく、市民一人ひとりが高齢者や身体に障害のある人などに対する理解を深め、積極的に手助けなどを行う「心のバリアフリー」が欠かせません。

したがって、バリアフリー化設備の整備の推進に併せて、行政機関、事業者、市民などは、互いに連携し、「心のバリアフリー」を推進することとします。

## 2 桂地区のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

桂地区のバリアフリー化については、全体構想におけるバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針に基づいて推進していきます。

さらに、桂地区の特性及びまちづくりの方向性を踏まえ、桂地区独自のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針を以下のとおり定めます。

### (1) 基本理念

#### **だれもがいきいきと安心して暮らせるひとづくりのまち・桂**

関係者が互いに連携し、地域拠点としての要である桂駅や東西駅前広場、そして、駅周辺の道路などにおけるバリアフリーの歩行環境整備を重点的・一体的に進めるとともに、高齢者や身体に障害のある人などに積極的に手助けをする「心のバリアフリー」を推進し、だれもがいきいきと安心して暮らせるひとづくりのまち・桂を目指します。

### (2) 基本方針

#### **ア 段差解消を優先しつつ、だれもが利用しやすい交通施設を目指した桂駅のバリアフリー化の推進**

桂駅において、エレベーターの設置をはじめとする段差解消を優先しつつ、高齢者や身体に障害のある人などの移動制約者の特性に十分配慮し、視覚障害者誘導・警告ブロックの敷設を行うなど、だれもが利用しやすい交通施設を目指し、様々な設備のバリアフリー化を推進します。

#### **イ 乗換の利便性の向上を図るための桂駅や東西駅前広場及び車両などのバリアフリー化の推進**

桂駅構内での乗換や阪急電鉄からバスへの乗換の利便性の向上を図るため、桂駅や東西駅前広場などにおける安全で快適な歩行者動線を確保するとともに、適切な誘導案内設備の整備を推進します。

また、車両の乗降時の円滑化を図るため、低床バスの導入の促進や鉄道・バス乗降場のバリアフリー化を推進します。

#### **ウ 桂駅と周辺の主要施設とを結ぶ経路の重点的なバリアフリー化の推進**

桂駅から目的地まで、安全・円滑に徒歩で移動できるような交通環境を整備するため、特に、桂駅と多くの高齢者や身体に障害のある人などが利用する施設とを結ぶ経路について、道路や信号機などのバリアフリー化を重点的に推進します。

#### **エ 桂駅周辺の居住区域を含めた道路などの一体的なバリアフリー化の推進**

桂駅周辺に居住する市民にとっても駅を利用しやすい道路環境を整備するため、また、地区の安全で快適な居住環境の整備なども念頭に、(2)ウの主要な経路の整備に併せて、それ以外の道路などについても、できる限り一体的にバリアフリー化を推進します。

## **オ ハード整備に併せた「心のバリアフリー」の推進**

バリアフリー化設備の整備に併せ、市民が高齢者や身体に障害のある人などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行なうことのできる環境を整備するため、行政機関、公共交通事業者、市民などが互いに連携したソフト施策を展開し、国民全ての責務である「心のバリアフリー」を推進します。

## **カ 一体的なバリアフリー化事業の推進体制の整備**

桂地区基本構想に位置付けられた各種事業を、市民をはじめとする利用者の意向を十分反映させながら円滑かつ効果的に実施していくため、事業計画作成の段階から、関係者が十分な情報交換を行い連携を図ることのできるような事業推進体制を整備します。

## 第5章 重点整備地区の区域及び特定経路，準特定経路

### 1 重点整備地区の区域

交通バリアフリー法は、「高齢者や身体に障害のある人などの公共交通機関を利用した移動の利便性や安全性の向上を促進する。」ことを目的としており，重点整備地区の要件の一つとして，「特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行なわれ，かつ，相当数の高齢者，身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設，福祉施設その他の施設の所在地を含む地区であること。」と規定しています。

これを桂地区に当てはめると，まず，桂地区における公共交通機関の核である桂駅を利用する高齢者や身体に障害のある人などが，桂駅から目的地まで，安全・円滑に徒歩で移動できるような交通環境を整備することを主眼として，桂地区基本構想を策定する必要があります。

そして，重点整備地区の区域については，桂駅で電車を降りて徒歩で行くのが一般的であると考えられる桂駅周辺の施設のうち，多数の高齢者や身体に障害のある人などが日常生活や社会生活において利用すると考えられる施設を含む区域とすることが必要となります。

このことを踏まえ，重点整備地区の区域を以下のように設定しました。

#### (1) 桂駅周辺に立地する官公庁施設や福祉施設などの主要施設の抽出

桂駅からの徒歩圏内（桂駅から概ね半径1 kmの範囲）に立地し，多数の高齢者や身体に障害のある人などが，市域，区域などの広範囲から桂駅を経由して徒歩で利用すると考えられる施設を表-6のように抽出しました。

表-6 駅周辺に立地する主要施設

官 公 庁 施 設	西京区役所，桂警察署，西京保健所
福 祉 施 設	西京老人福祉センター，京都桂川園
医 療 施 設	西京都病院，シミズ病院，三菱京都病院
教 育 施 設	桂高校
文化・レクリエーション施設	桂離宮，西文化会館ウエスティ，桂駅西口会館
都市公園・緑地	桂川緑地離宮前公園
商 業 施 設	ミュー桂東阪急ビル，西友ストア桂店，桂サティポロロッカ食品館，ポップ，スーパー北野桂店，ショップ五条

#### (2) 重点整備地区の区域の設定

表-6の施設のうち，高齢者や身体に障害のある人にとって特に重要な施設である官公庁施設，福祉施設及び医療施設の中で，大多数の利用者が隣接の上桂駅ではなく桂駅を利用すると考えられる西京都病院，そして，身体に障害のある人が日々通学する桂高校を最重要施設と捉え，重点整備地区は，桂駅とこれらの施設とを結ぶ経路を含む地区とすることとしました。

区域の設定に当たっては，隣接する上桂駅の位置を勘案し，また，桂駅周辺の居住環境整備の観点なども踏まえ，桂駅を中心として一体的にバリアフリー化を推進すべき区域として総合的に判断しました。



具体的な区域の線引きについては、道路によって明確に境界を定めました。  
重点整備地区の区域を図 - 6 に示します。

## 2 特定経路，準特定経路

交通バリアフリー法では、特定旅客施設と周辺の主要施設とを結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を「特定経路」と位置付け、この特定経路において、道路特定事業と交通安全特定事業を実施することとされています。

また、特定事業の実施に当たっては、2 m 以上の歩道を確保するなどの移動円滑化基準に適合させなければならないこととなっています。

桂地区の特定経路の設定に当たっては、1 ( 2 ) で最重要施設と捉えた西京都病院及び桂高校に着目し、桂駅とこれらの施設とを結ぶ主要経路について特に重点的にバリアフリー化を図るべきであると判断し、特定経路に位置付けることとしました。ただし、このうち、道路幅員が狭小であり 2 m 以上の歩道幅員を確保できず、かつ、特定事業の目標年次である平成 22 年までに、歩道拡幅に必要な用地を確保することが極めて困難な区間については、「準特定経路」に位置付け、特定経路を補完する経路として、特定経路の整備に併せてできる限りバリアフリー化を図っていくこととしました。

このような考え方に基づき、以下のとおり特定経路と準特定経路を設定しました。

### ( 1 ) 特定経路の設定

桂駅と西京都病院及び桂高校とを結ぶ主たる経路のうち、表 7 の区間を特定経路に位置付けました。

表 - 7 特定経路

特定経路	区 間：桂駅～西京都病院の区間の東側（桂駅から約 500m までの区間） 該当する路線：桂緯 219 号線 西口駅前広場を含む。 川島緯 168 号線
特定経路	区 間：桂駅～桂高校 該当する路線：桂経 247 号線 東口駅前広場を含む。 川島経 101 号線 川島経 157 号線 } (通称：桂駅東通) 山陰街道 (通称：新山陰街道)

## (2) 準特定経路の設定

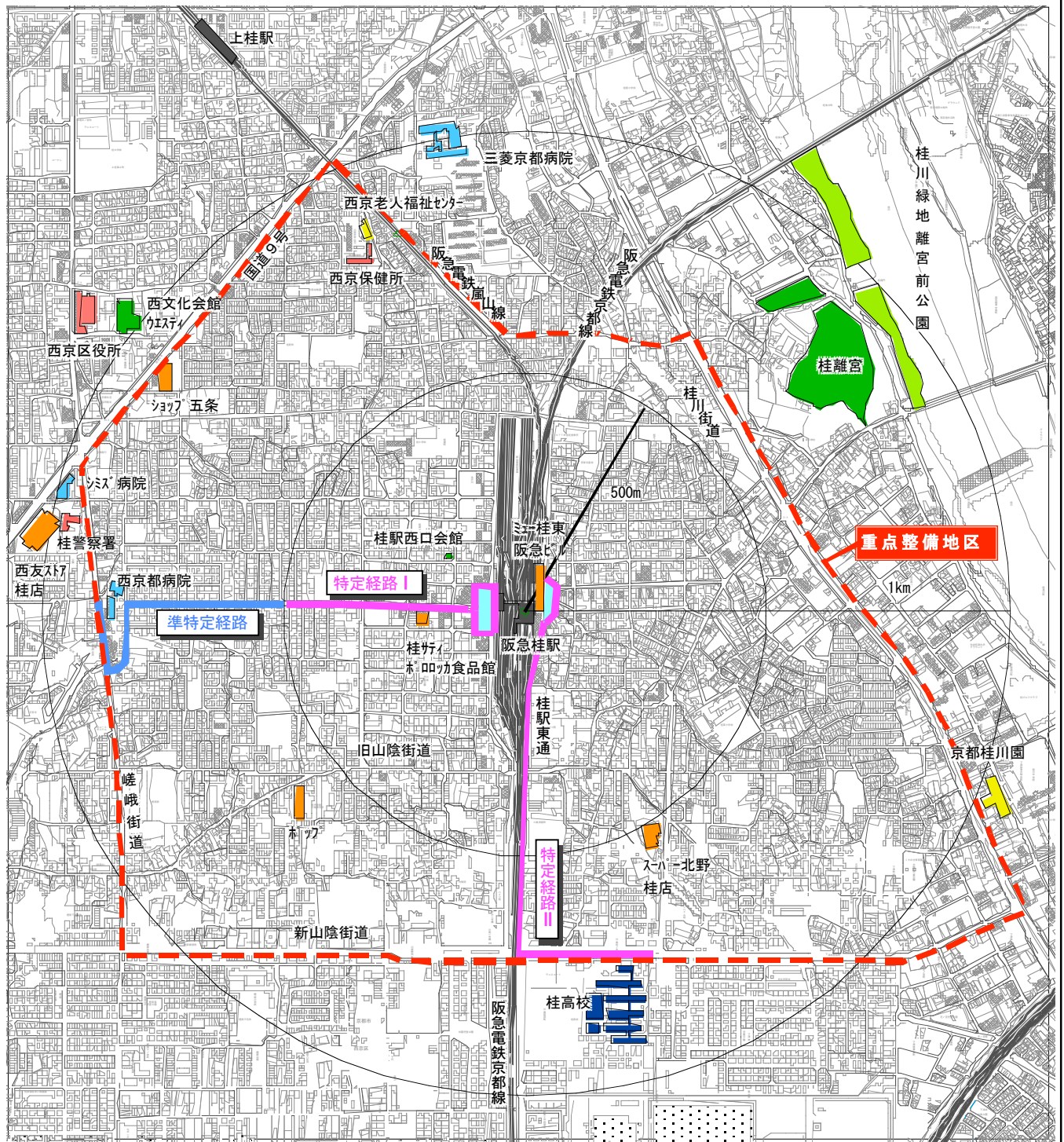
桂駅から西京都病院に至る経路のうち、表 8 の区間を準特定経路に位置付けました。

表 - 8 準特定経路













準特定経路	区 間：桂駅～西京都病院の区間の西側（桂駅から約 500m以西の区間） 該当する路線：川島緯 168 号線 松尾御陵経 4 2 号線 川島経 183 号線 松尾御陵経 46 - 1 号線 府道西京高槻線（通称：嵯峨街道）
-------	---

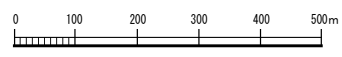
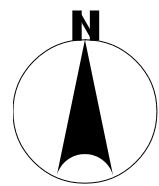
特定経路，準特定経路を図 6 に示します。

図-6 重点整備地区の区域及び特定経路・準特定経路



凡例

- |  |  |
|--|--|
|  旅客施設（鉄道）       |  重点整備地区 |
|  官公庁施設          |  特定経路   |
|  福祉施設           |  準特定経路  |
|  医療施設           |  駅前広場   |
|  教育施設           |  |
|  文化・レクリエーション施設等 |  |
|  都市公園・緑地        |  |
|  商業施設           |  |



## 第6章 桂地区の課題・問題点

桂地区の課題・問題点については、これまで計5回の「桂地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議」(以下「連絡会議」といいます。)において数多くの意見をいただき、全体構想を策定する際に実施した市民意見募集においてもいくつかの意見をいただきました。また、平成15年2月には、連絡会議の下に設置した分科会により現地踏査(以下「現地踏査の分科会」といいます。)を実施し、桂駅や特定経路、準特定経路を主体とした道路などの実態を調査して、詳細な課題・問題点の抽出を行い、意見交換を行いました。

ここに、これらの概要として、主な課題・問題点及び改善要望などを示します。

なお、現地踏査の分科会の概要を巻末の参考資料1に示します。

### 1 桂駅の課題・問題点

以下の区分に基づいて、桂駅の課題・問題点及び改善要望などの概要を示します。

利用動線：段差解消の状況やエレベーター、エスカレーターの設置状況など

情報案内設備：誘導・警告ブロックの設置状況やホーム上での音声・文字情報案内の状況など

利便設備：車いす対応型トイレや休憩設備(ベンチ、待合室)の設置状況など

個別設備：券売機や改札口の状況など

この区分に基づく桂駅のバリアフリー状況を表9に示します。

また、桂駅の課題・問題点マップを図7に示します。

#### (1) 利用動線

ア 駅前広場から改札口に至る経路にはエレベーターとエスカレーター(東口は上り下りの両方、西口は上りのみ)が共に整備されています。しかし、改札口からホームに至る経路には、エスカレーター(上りのみ)は整備されていますが、エレベーターは整備されていません。

イ ホームと車両の乗降口との間にある段差や隙間をもっと小さくしてほしいとの要望があります。

#### (2) 情報案内設備

ア エレベーターなどの設備の位置を示す案内表示や行先案内表示など、全体的に案内表示が不統一で不明確であるとの指摘があります。

イ 列車の遅延情報も表示できる電光式の列車案内表示板を、梅田方面ホームだけではなく他のホームにも設置してほしいという要望があります。

#### (3) 利便設備

ア 車いす対応型トイレが設置されていますが、オストメイト対応(人口肛門や人工膀胱を付けた人が器具の洗浄などを行える設備を備えること)など多目的トイレとして改良してほしいという要望があります。

イ 待合室の入口に段差があり、室内には車いすの回転スペースがないとの指摘があります。

#### (4) 個別施設

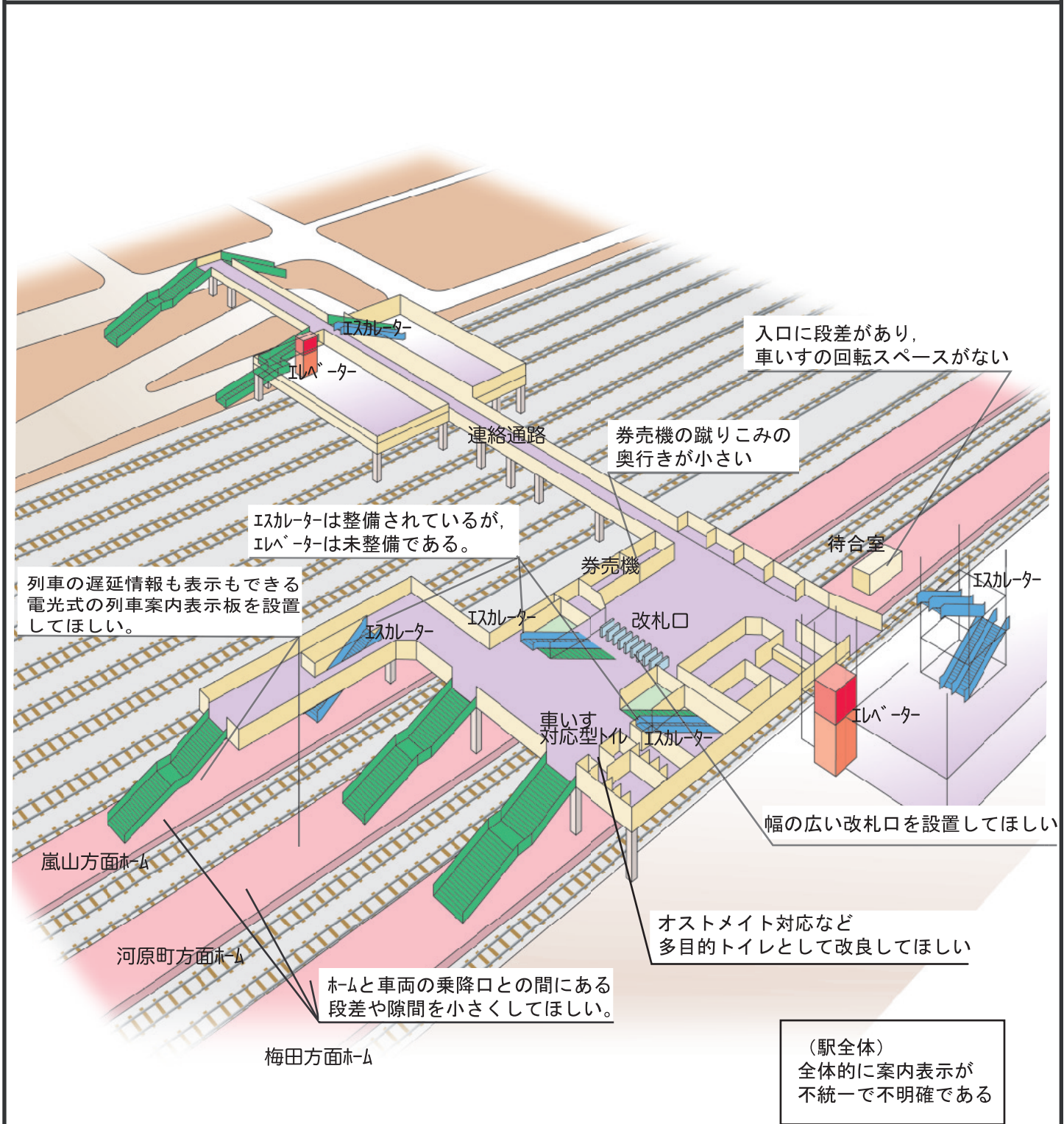
ア 幅の広い改札口を設置してほしいという要望があります。

イ 券売機の蹴りこみの奥行きが小さいなど、車いす利用者には利用しにくいという指摘があります。

表 9 桂駅のバリアフリー状況

鉄 道	阪 急 電 鉄			
路 線 名	京 都 線			
駅 名	桂 駅			
駅 の 構 造	橋 上 駅			
1 日平均乗降客数 (人/日)	59,609 人/日			
1 日平均利用者数 (人/日) 改札内乗換客数を加算	76,533 人/日			
最 大 段 差	駅前広場～改札口(改札外)	6.9m		
	改札口～プラットフォーム(改札内)	5.7m		
段差解消の状況	駅前広場～改札口(改札外)		エレベーター設置済	
	改札口～プラットフォーム(改札内)	×	階段, エスカレーター(エレベーター無し)	
情報案内設備	誘導警告ブロックの設置状況		改札外エレベーター～券売機～改札口～プラットフォームに連続して有り	
	運 行 情 報 設 備 ホーム上での 文字情報	音 声 案 内		アナウンス有り
		梅田方面ホーム		電光式(LED)有り(行先, 発車時刻表示等)
		河原町方面ホーム		多面式有り(行先表示等)
		嵐山方面ホーム		電光式有り(行先表示等)
	券売機に併設した点字料金表示			有り
利 便 設 備	ト イ レ		車いす対応型トイレ有り	
	休憩設備	梅田方面ホーム	ベンチ、待合所有り	
		河原町方面ホーム	ベンチ、待合所有り	
		嵐山方面ホーム	ベンチ、待合所有り	
個 別 設 備	プラットホーム	転落防止対策	全てのプラットホームに, ホーム端の転落防止柵及びホーム上の警告ブロック有り	
	券売機	車いす対応(下部スペース)	車いす対応型券売機有り	
	改札口	幅広タイプ(90cm以上)	暫定措置として, 一般の改札機を90cm以上に拡幅	

図-7 阪急桂駅の課題・問題点マップ



## 2 駅前広場及び道路などの課題・問題点

以下に、駅前広場や道路などの課題・問題点及び改善要望などの概要を示します。

駅前広場や道路などの課題・問題点マップを図 8 に示します。

### (1) 駅前広場(東口,西口共通)

#### ア 誘導ブロック

バス、タクシー乗降場などへの誘導ブロックが不連続であったり、誘導ブロックと舗装材とが識別しにくい箇所があります。

#### イ 歩道の勾配や歩道と車道との段差

歩道の勾配が、特に横断歩道部において大きく、また、バス、タクシー乗降場や横断歩道部における歩道と車道との段差が大きくなっています。

#### ウ 案内表示

バス、タクシー乗降場の案内表示や行先案内表示など、全体的に案内表示を充実させてほしいという要望があります。

### (2) 道路

#### ア 特定経路 (桂駅～西京都病院の区間の東側)

概ね両側に幅員 2 m 以上の歩道が整備されていますが、交差点部や車両乗入部の勾配が大きく、横断歩道部においては、歩道と車道との段差が大きくなっています。

また、柵や電話ボックス、看板などが通行の障害となっているとの指摘があります。

#### イ 特定経路 (桂駅～桂高校の経路)

桂駅東通では、東口駅前広場から旧山陰街道までの区間は改良済みであり、幅の広い平坦な歩道が確保されていますが、旧山陰街道から新山陰街道までの区間は、歩道が狭いとともに全体的に段差や勾配が大きく、また、電柱などが通行の障害になっているなど大変移動しにくい状況になっています。

新山陰街道では、幅の広い歩道が確保されていますが、交差点部や車両乗入部の勾配が大きく、横断歩道部においては、歩道と車道との段差が大きくなっています。また、桂高校前の信号機に音響装置が付いていないなどの指摘があります。

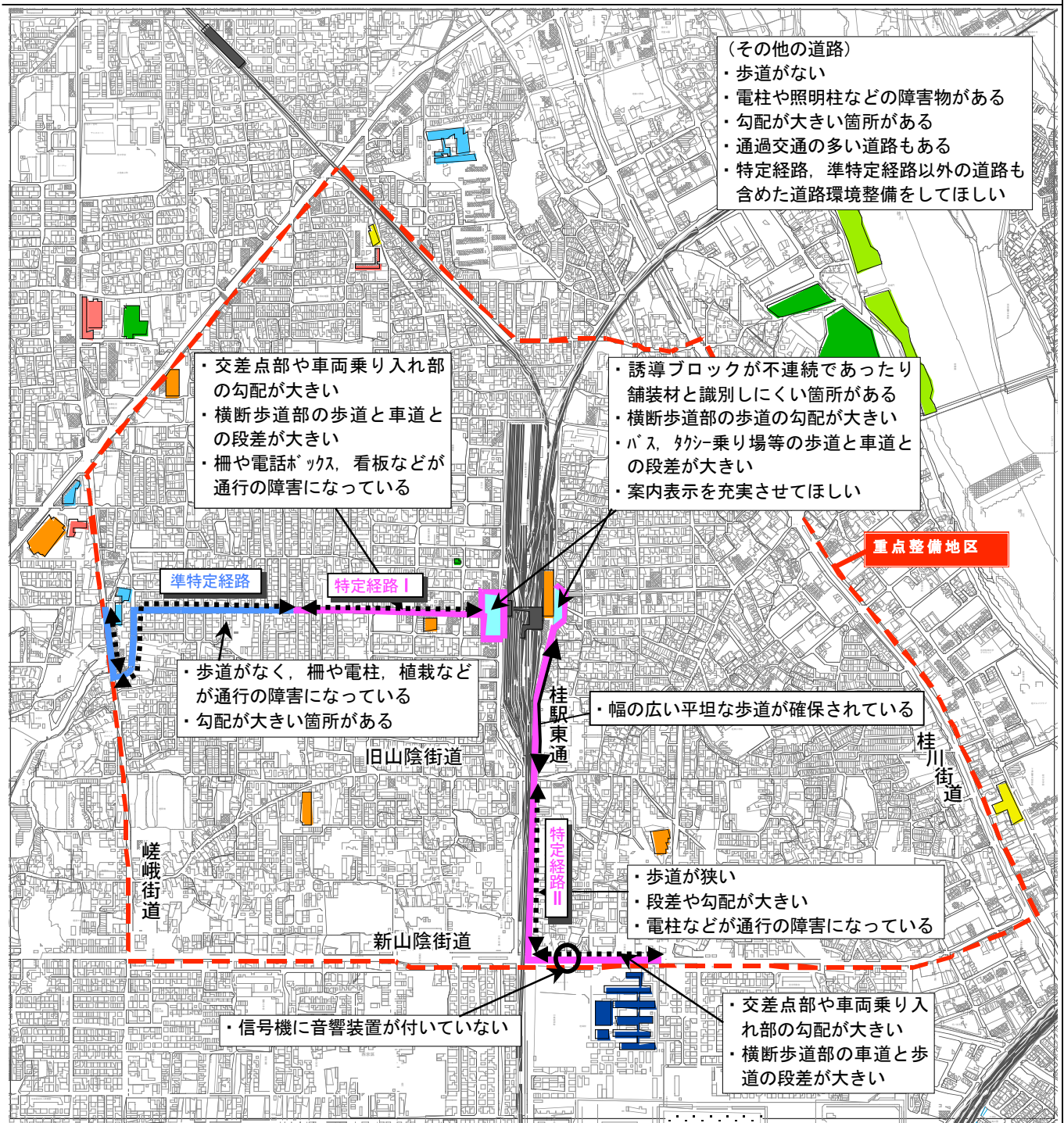
#### ウ 準特定経路(桂駅～西京都病院の区間の西側)

歩道がなく、柵や電柱、植栽などがあり、勾配も大きいなど大変移動しにくい状況になっています。



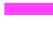





#### エ その他の道路

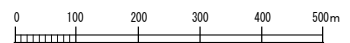
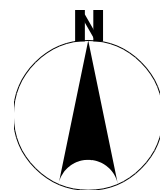
桂地区の道路の大部分は、歩道がなく、電柱や照明柱などの障害物があったり勾配の大きい箇所があったりして移動しにくい状況になっており、また、通過交通の多い道路もあるため、地区の居住環境整備の観点から、特定経路・準特定経路以外の道路も含めた道路環境整備をしてほしいとの要望があります。

図-8 駅前広場及び道路などの課題・問題点マップ



凡例

- |  |  |
|--|--|
|  旅客施設 (鉄道)      |  重点整備地区 |
|  官公庁施設          |  特定経路   |
|  福祉施設           |  準特定経路  |
|  医療施設           |  駅前広場   |
|  教育施設           |  |
|  文化・レクリエーション施設等 |  |
|  都市公園・緑地        |  |
|  商業施設           |  |





## 第7章 バリアフリー化事業計画の概要

バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針及び桂地区の課題・問題点を踏まえ、今後、公共交通事業者、京都市の道路管理者、京都府公安委員会などが桂地区において実施していくバリアフリー化事業の計画概要を示します。

ここに示す事業計画は、

### 特定事業計画

特に必要性・緊急性の高い事業として、移動円滑化基準に適合させて、原則として、平成22年までに事業を完了させる3つの特定事業（公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業）の計画

### 特定事業以外の事業計画

特定事業に併せて一体的に進めていく事業として、長期的な施策も含め、取組を進めていく事業の計画

に区分し、その概要を示しています。目標年次については、

#### 短期

平成15年から18年の間に事業を完了させることを目標とするもの

#### 中期

平成15年から22年の間に事業を完了させることを目標とするもの

#### 長期

事業実施時期は明らかでないが、できる限り早期に実施するよう努めるとともに、長期的な取組も進めていくもの

に区分しています。

なお、特定事業については、桂地区基本構想策定後、公共交通事業者、京都市の道路管理者、京都府公安委員会が、それぞれ桂地区基本構想に即した具体的な事業計画を定め、事業を実施していきます。このうち、道路特定事業計画と交通安全特定事業計画については、公表します。

## 1 桂駅のバリアフリー化事業計画の概要

### (1) 事業計画の基本的考え方

阪急電鉄が、桂駅においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

#### ア 利用動線

##### (ア) 改札内のエレベーターの設置

改札口から3つのホームに至る経路にエレベーターを設置することを最優先課題として、公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。

##### (イ) ホームと車両の乗降口との段差や隙間の縮小の検討

ホームと車両の乗降口との段差や隙間の縮小については、車両の更新時やホームの全面改修時などにおいて、できるだけ小さいものとなるよう長期的に検討を進めます。

## イ 情報案内設備

### (ア) エスカレーターの上端・下端部への点状ブロックの敷設

全てのエスカレーターの上端・下端部への点状ブロック（警告ブロック）の敷設を、公共交通特定事業に位置付けて実施します。

### (イ) 案内表示や緊急情報表示の在り方の検討

桂駅における全体的な案内表示の在り方について、駅前広場の案内表示との統一性、連続性の確保を図ることを念頭に、今後、道路管理者やバス事業者などと連携して検討を進め、事業実施の環境が整ったものから順次整備していきます。

また、災害などの非常時における特に聴覚障害のある人に対する緊急情報表示の在り方についても、長期的な検討を進めます。

## ウ 利便設備

### (ア) 車いす対応型トイレの改良の検討

車いす対応型トイレをオストメイト対応などの多目的トイレとして改良することについて、一般用トイレを含めた全面改良時に実施すべく検討を進めます。

### (イ) 待合室の改良の検討

待合室入口の段差解消や室内の車いす回転スペースの確保などについて、更新時に改良すべく検討を進めます。

## エ 個別設備

### (ア) 幅広改札口の設置

幅の広い改札口を、公共交通特定事業に位置付けて設置します。

### (イ) 車いす対応型券売機の導入の検討

車いす対応型券売機（十分な下部スペースの確保など）については、現在、機器開発の検討段階であるため、今後の開発状況などを踏まえ、券売機の更新時等においては、積極的に車いす対応型券売機を導入すべく検討を進めます。

## オ その他

上記以外の現地踏査の分科会などで提起された様々な課題・問題点について、どのように対応していくのかについての基本的な考え方を示します。

### (ア) 公共交通特定事業に併せた様々な設備の改善の検討

河原町方面ホームへの電光式案内表示板の設置など、提起された様々な課題・問題点について、今後、公共交通特定事業計画を作成する中で検討を進め、公共交通特定事業に併せてできる限り多くの設備の改善を図るよう努めます。

### (イ) 阪急電鉄の全駅共通の課題の検討

ア(イ)のホームと車両の乗降口との段差や隙間の縮小をはじめ、阪急電鉄の桂駅以外の駅にも共通する課題については、長期的な事業経営の中で検討を進めます。

## (2) バリアフリー化事業計画の概要

阪急電鉄の桂駅における公共交通特定事業計画の概要を表 10 に、公共交通特定事業以外の事業計画の概要を表 - 11 に示します。

表 - 10 阪急電鉄の桂駅における公共交通特定事業計画の概要

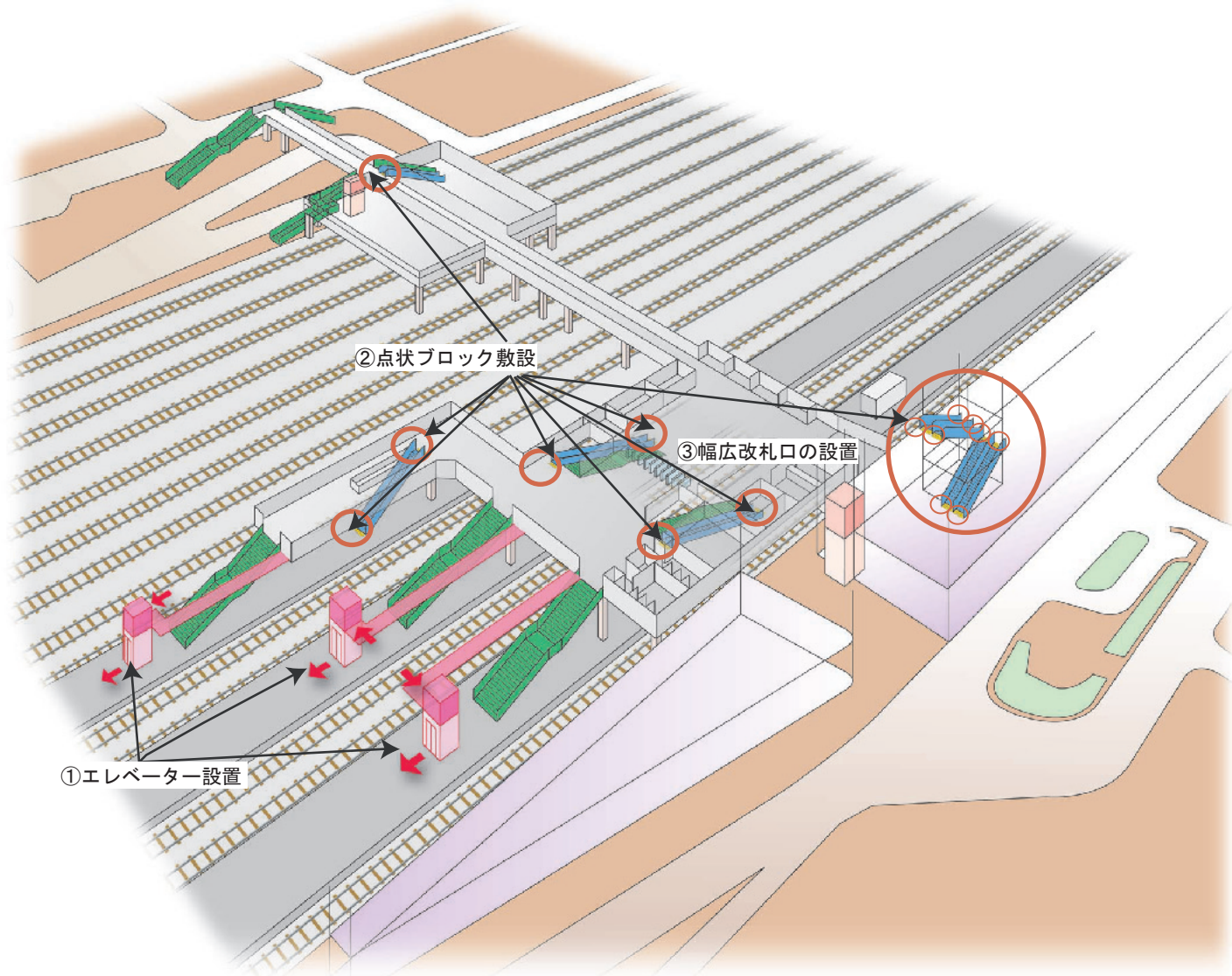
事業内容	目標年次		
	短期 (H15~18)	中期 (H15~22)	長期 (H15~)
改札口からホームに至るエレベーターの設置(3基)			
エスカレーターの上端・下端部への点状ブロックの敷設(15箇所)			
幅広改札口の設置(1箇所)			

表 - 11 阪急電鉄の桂駅における公共交通特定事業以外の事業計画の概要

事業内容	目標年次		
	短期 (H15~18)	中期 (H15~22)	長期 (H15~)
ホームと車両の乗降口との段差や隙間の縮小の検討			
案内表示や緊急情報表示の在り方の検討			
車いす対応型トイレの改良の検討			
待合室の改良の検討			
車いす対応型券売機の導入の検討			
公共交通特定事業に併せた様々な設備の改善の検討			
阪急電鉄の全駅共通の課題の検討			

桂駅のバリアフリー化事業計画の主なものを図 - 9 に示します。

図-9 阪急桂駅のバリアフリー化事業計画



阪急桂駅の改善計画

- ①エレベーター設置（3基）
- ②エスカレーター上端・下端部への点状ブロック敷設（15箇所）
- ③幅広改札口の設置（1箇所）

## 2 車両のバリアフリー化事業計画の概要

### (1) 事業計画の基本的考え方

鉄道事業者や路線バス事業者が、桂駅を発着する鉄道車両と路線バス車両のバリアフリー化を推進していくに当たっての基本的な考え方を示します。

#### ア 阪急電鉄の車両

車両の更新時に、車いすスペースの確保をはじめとした移動円滑化基準に適合した車両を購入するとともに、既存車両についても、できる限りバリアフリー化されたものとなるよう改良を検討していきます。

#### イ 路線バス（市バス，京都交通バス）

公共交通特定事業として、車両の更新時に、車いす利用者の円滑な乗降が可能であるなどの移動円滑化基準に適合した車両を購入することによって順次バリアフリー化を図り、市バスについては、平成22年には、桂駅を発着する車両の約90%をノンステップバスにします。

### (2) バリアフリー化事業計画の概要

京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要を表-12に示します。

表-12 京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要

事業内容	目標年次		
	短期 (H15~18)	中期 (H15~22)	長期 (H15~)
桂駅を発着するバスの約90%をノンステップバスとする			

<参考> 市バス車両の更新計画

年次	総車両数	ノンステップバスの車両数	ノンステップバスの割合
平成14年度末 (2002年度末)	750台	122台	16%
平成15年度末 (2003年度末)	750台	189台	25%
平成22年末 (2010年末)	-	-	約90%
平成25年末 (2013年末)	-	-	100%

注) 市内の全車両

### 3 道路のバリアフリー化事業計画の概要

#### (1) 事業計画の基本的考え方

京都市の道路管理者が、重点整備地区内の道路においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

##### ア 特定経路

特定経路（駅前広場を含む）においては、道路特定事業として、段差・勾配の改善をはじめとするバリアフリー化事業を重点的に実施します。

歩道幅員が狭小な区間である桂駅東通の旧山陰街道から新山陰街道までの区間については、歩道を拡幅することとし、阪急電鉄の連続立体交差事業（高架化事業）完了後、事業を実施します。

##### イ 準特定経路

特定経路を補完する準特定経路（桂駅～西京都病院の区間の西側）においては、特定経路と連続したバリアフリー化を図れるよう、歩行の障害となっている柵の撤去などを行うとともに、段差勾配の改善の検討や歩車共存道路としての整備の検討などを進めます。

##### ウ 特定経路，準特定経路以外の道路

駅周辺に居住する市民の桂駅へのアクセス経路の確保や地区の居住環境整備などの観点から、重点整備地区内のその他の道路について、交通バリアフリー以外の施策を含め、できる限り一体的にバリアフリー化を図れるよう、歩行者優先策の検討などを進めます。

##### エ その他

道路特定事業の具体的な内容については、今後、市民の意見を聴きながら検討を進め、平成15年度末を目途に道路特定事業計画を定めます。

#### (2) バリアフリー化事業計画の概要

桂地区における道路特定事業計画の概要を表-13に、道路特定事業計画以外の事業計画の概要を表-14に示します。

**表 - 1 3 道路特定事業計画の概要**

経路	路線等		事業内容	目標年次		
				短期 (H15~18)	中期 (H15~22)	長期 (H15~)
特定経路	西口駅前広場		段差，勾配の改善			
	・桂緯219号線 ・川島緯168号線	区間1	歩道の段差改善 歩道の凹凸の改善			
特定経路	東口駅前広場		段差，勾配の改善			
	桂駅東通 (・川島経157号線)	区間6	歩道の拡幅 歩道の段差改善		注)	
	新山陰街道 (・山陰街道)	区間7	段差，勾配の改善			

注) 阪急電鉄の連続立体交差事業(高架化事業)完了後に実施するため,事業完了が平成22年以降となる場合あり。

**表 - 1 4 道路特定事業以外の事業計画の概要**

経路	路線等		事業内容	目標年次		
				短期 (H15~18)	中期 (H15~22)	長期 (H15~)
準特定経路 (桂駅~西京都病 院の区間の西側)	・川島緯168号線	区間2	柵の撤去 歩道の段差改善			
	・川島緯168号線 ・松尾御陵経42号線 ・川島経183号線 ・松尾御陵経46-1号線	区間3	歩車共存道路とし ての整備の検討			
	嵯峨街道 (・府道西京高槻線)	区間4	段差，勾配の改善 の検討			
-	重点整備地区内のその他の道路		歩行者優先策 の検討			

道路のバリアフリー化事業計画を図-10に示します。

#### 4 信号機などのバリアフリー化事業計画の概要

##### (1) 事業計画の基本的考え方

京都府公安委員会が、交通安全特定事業として、特定経路において高齢者や身体に障害のある人などの安全で円滑な移動を確保するため、次のような施策を進めます。

##### ア 信号機の整備

視覚障害のある人などの安全な横断を確保するため、付近住民などの意見を聴きながら信号機への視覚障害者用付加装置（音響装置）の設置などに努めます。

##### イ 交通規制の実施・見直し、道路標識・標示の整備

横断歩道の設置、一時停止などの交通規制を実施するとともに、見やすく分かりやすい道路標識・標示の設置に努めます。

##### ウ 違法駐車対策の推進

歩道、横断歩道、バス停留所などにおける違法駐車への指導・取締りを推進するとともに、関係機関・団体などと連携して、違法駐車防止についての広報・啓発活動に努めます。

##### エ その他

交通安全特定事業計画は、平成15年度末を目途に定めませんが、道路特定事業の実施状況と密接に関連することから、同事業計画との整合性を図りながら順次進めます。

##### (2) バリアフリー化事業計画の概要

桂地区における交通安全特定事業計画の概要を表-15に示します。

表-15 交通安全特定事業計画の概要

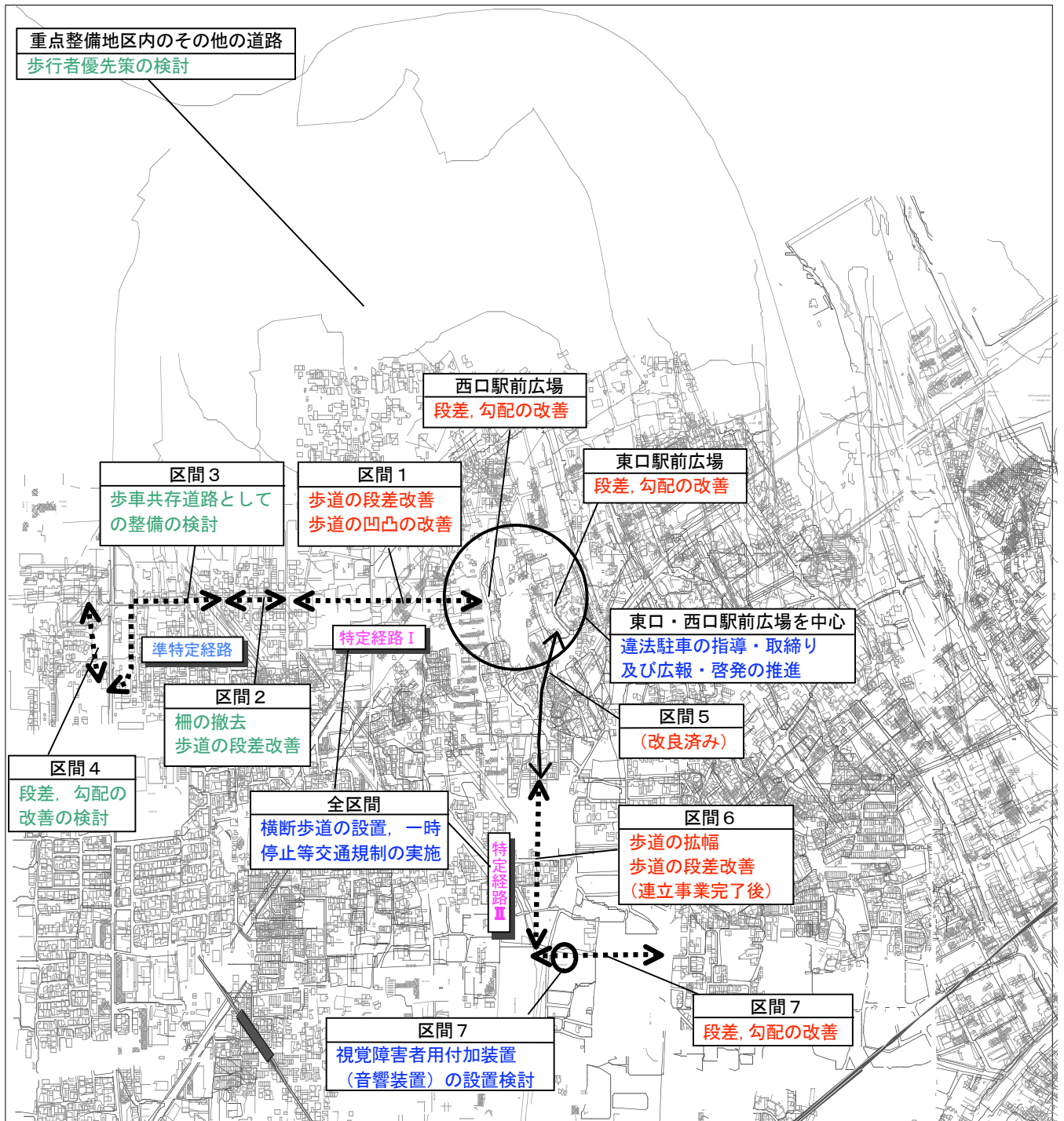
経路	路線等		事業内容	目標年次		
				短期 (H15~18)	中期 (H15~22)	長期 (H15~)
特定経路	新山陰街道	区間7	視覚障害者用付加装置 (音響装置)の設置検討			
特定経路	全区間		横断歩道の設置、一時停止等交通規制の実施			
	東口・西口駅前広場を中心		違法駐車への指導・取締り 及び広報・啓発の推進			

信号機などのバリアフリー化事業計画を図-10に示します。



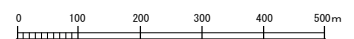
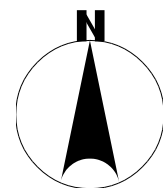
# 図-10 道路及び信号機などのバリアフリー化事業計画

注) 特定事業以外の事業も含む



凡例

- |                |                         |
|----------------|-------------------------|
| 旅客施設 (鉄道)      | 重点整備地区                  |
| 官公庁施設          | 特定経路                    |
| 福祉施設           | 準特定経路                   |
| 医療施設           | 駅前広場                    |
| 教育施設           | <b>道路特定事業計画</b>         |
| 文化・レクリエーション施設等 | <b>道路特定事業以外の道路の事業計画</b> |
| 都市公園・緑地        | <b>交通安全特定事業計画</b>       |
| 商業施設           |                         |



## 5 ソフト施策の概要

### (1) ソフト施策推進の基本的考え方

バリアフリー化された施設や設備が有効かつ適切に機能するようにするために、バリアフリー化設備に関する適切な情報提供を行うとともに、市民が高齢者や身体に障害のある人などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、行政機関、公共交通事業者、市民などが互いに連携したソフト施策を展開し、国民全ての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。

具体的には、公共交通事業者の長期的施策である「案内表示や緊急情報表示の在り方の検討」などの中で、新たなソフト施策の検討を進めるとともに、既に展開されている様々なソフト施策をより一層推進していきます。

### (2) ソフト施策の概要

今後、継続的に取り組んでいくソフト施策の具体例を表 - 16 に示します。

表 - 16 ソフト施策の具体例

ソフト施策の内容	ソフト施策の具体例
バリアフリー化設備に関する情報の収集・提供	インターネットを活用した駅などのバリアフリー状況に関する情報提供 (京都市や公共交通事業者のホームページなど)
	バリアフリーマップの作成・提供 (駅のバリアフリー化状況、車いすで行ける観光施設など)
市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供	高齢者や障害のある人の介助に関する啓発、高齢者や障害のある人とのふれあいの場の設置など
	駅などにおける介助体験、疑似体験など
学校教育における福祉教育の充実	高齢者や障害のある人との交流や介助体験、疑似体験などによるボランティア意識の醸成、心のバリアフリー化
公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修、マニュアルの整備	接客サービスマニュアルの作成
	高齢者や身体に障害のある人へのサポート教育
	介助体験、疑似体験などによる訓練、研修
公共交通事業者による利用者への啓発	身体に障害のある人などへの理解を促すための表示の在り方の検討
違法駐車・駐輪等の防止	違法駐車・駐輪・看板類の設置等高齢者等歩行者の円滑な移動を阻害する行為の防止に関する広報、啓発活動
高齢者や障害のある人の利便性の向上に資する施策の促進、検討	ICカードシステム導入の促進
	聴覚障害のある人のための公衆ファックスの配備の検討など

## 第8章 バリアフリー化事業の推進体制

今後、桂地区基本構想に位置づけられたバリアフリー化事業を、関係者が互いに連携し、市民をはじめとする利用者の意向を十分反映させながら円滑かつ効果的に実施していくための事業推進体制を示します。

### 1 バリアフリー化事業推進に係る取組方針

#### (1) 緊急性の高い事業の早期着手

公共交通特定事業計画は、桂地区基本構想策定後できる限り速やかに作成することとし、桂駅へのエレベーターの設置などの緊急性の高い事業については、公共交通特定事業計画の作成と併行して、平成15年度に工事に着手し、平成16年度中に完了させる方向で取り組んでいきます。

#### (2) 新たな検討組織の設置

##### ア 情報案内設備に関する検討組織の設置

情報案内設備（文字、音声）の整備については、桂駅及び駅前広場などにおいて統一性、連続性の確保を図りながら整備しなければならない設備も多々あるため、関係事業者間で連携した検討を行っていく必要があります。また、災害などの非常時における特に聴覚障害のある人に対する緊急情報表示などの在り方については、長期的な施策も含めた検討を行っていく必要があります。

このため、関係事業者間（阪急電鉄、京都交通、京都市交通局、京都市の道路管理者など）で新たな検討組織を設置し、長期的な施策も含め、情報案内設備に関する検討を行っていきます。

検討の結果、一定の方向性が定まり、かつ事業実施の環境が整ったものについては、公共交通特定事業又は道路特定事業にも反映させ、順次事業実施していきます。

##### イ 道路特定事業計画及び交通安全特定事業計画作成のための検討組織の設置

特定経路において実施する道路のバリアフリー化事業の具体的な内容を定める道路特定事業計画を作成するに当たっては、今後、道路の実態などを詳細に検証したうえで、具体的な改善方策についてさらなる検討を加えていく必要があります。

このため、桂地区基本構想策定後、市民の意見を聴きながら、様々な観点から道路特定事業計画の内容について検討を行うための組織を設置し、道路特定事業計画と密接に関連する交通安全特定事業計画の内容についても、この組織において併せて検討を行っていきます。

また、連絡会議や現地踏査の分科会などにおいて提起された特定経路以外の道路環境整備の要望を踏まえ、地区の安全で快適な居住環境の整備なども念頭に、重点整備地区内の道路についてできる限り特定経路と一体的にバリアフリー化を図れるよう、交通バリアフリーの枠組みを越えた歩行者優先策などの施策についても検討を行っていきます。

なお、道路特定事業計画及び交通安全特定事業計画は、平成15年度末を目途に作成し、公表します。

## 2 連絡会議による進行管理

これまで、桂地区のバリアフリー化を推進していくための具体的な方策などについて検討を重ねてきた連絡会議を、桂地区基本構想策定後も、道路特定事業計画案及び交通安全特定事業計画案の取りまとめが完了した段階や各バリアフリー化事業が一定の進捗を見た段階などにおいて適宜開催し、これまでの連絡会議での検討内容など、市民をはじめとする利用者の意向が十分反映された事業進捗が図られているかについて検証を行います。

## 3 公共交通特定事業に対する支援

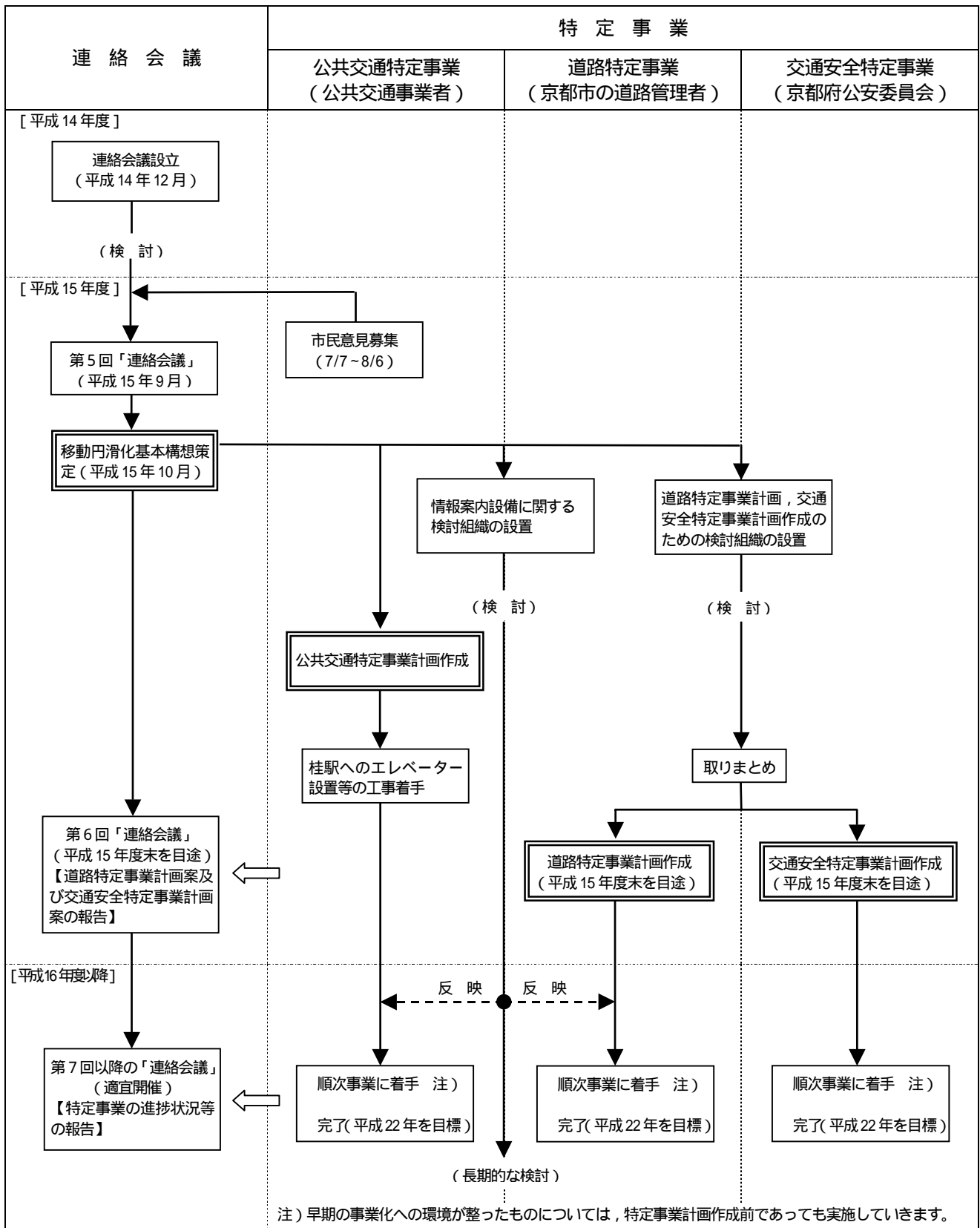
京都市は、桂駅へのエレベーター設置などの駅舎における主要なバリアフリー化事業に対し、国、京都府とも連携し、必要な助成を行います。

## 4 バリアフリー化事業の進捗状況に関する情報提供

京都市は、桂地区をはじめ全市的なバリアフリー化事業の進捗状況に関する情報を収集し、年1回の更新を基本として、ホームページなどを通じて情報提供します。

バリアフリー化事業の推進体制の構成を図 11 に示します。

図 11 バリアフリー化事業の推進体制（主に特定事業）



特定事業以外の事業については、可能な限り平成22年までに完了するよう努めるとともに、平成23年以降を含めた長期的な取組も進めていきます。京都市は、全市的なバリアフリー化事業の進捗状況に関する情報を収集し、年1回の更新を基本として、ホームページなどを通じて情報提供します。

桂地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議分科会〔現地踏査〕の概要

1 調査の概要

(1) 実施日：平成 15 年 2 月 3 日 (月) 13:00~16:30

(2) 参加者：総数 46 名

班別 1 班：調査員 15 名

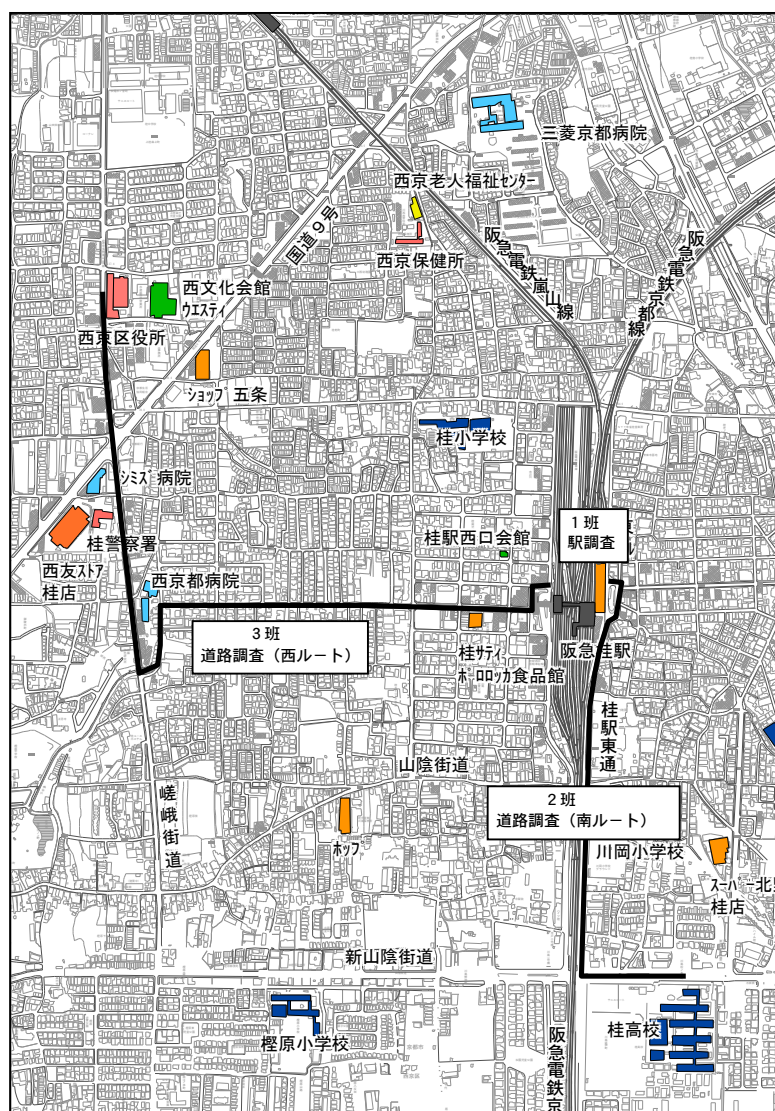
(内訳：肢体障害のある人 1 名，視覚障害のある人 1 名，  
聴覚・言語障害のある人 1 名，内部障害のある人 1 名，  
高齢者 3 名，その他 8 名)

2 班：調査員 17 名

(内訳：肢体障害のある人 1 名，視覚障害のある人 1 名，  
高齢者 5 名，その他 10 名)

3 班：調査員 14 名

(内訳：肢体障害のある人 1 名，視覚障害のある人 1 名，  
聴覚・言語障害のある人 1 名，高齢者 4 名，その他 7 名)



調査ルート図

## 2 調査風景

### 1 班



駅前広場調査風景



駅構内調査風景



駅ホーム調査風景

### 2 班



駅前広場調査風景



駅前広場調査風景



駅前広場調査風景

### 3 班



駅前広場調査風景



道路調査風景

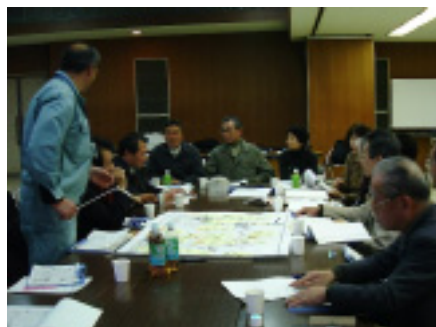


道路調査風景

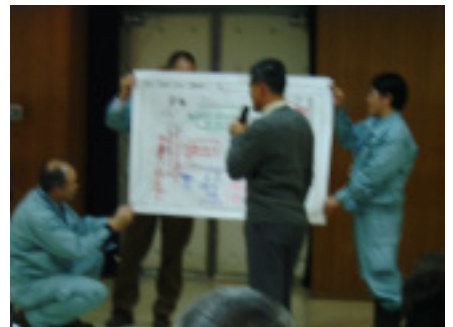
### 会場風景



事前説明の様子



問題点抽出の様子



問題点発表の様子

桂地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議委員名簿

< 50 音順，敬称略，2003 年 10 月 8 日現在 >

相田 正雄	京都市交通局自動車部技術課長（平成 15 年 4 月から）
岩崎 信房	京都府桂警察署交通課長（平成 15 年 3 月から）
上田 省三	川岡東学区自治連合会会長
上村 忠司	京都市建設局管理部監理検査課長（平成 15 年 4 月から）
大江 愛子	京都市聴覚障害者協会西京支部女性部長
大江 征照	NPO 法人京都市肢体障害者協会理事兼広報委員長
岡部 一男（オブザーバー）	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局企画調整官
小澤 弘和	桂学区自治連合会会長
小谷 通泰（議長）	神戸商船大学商船学部教授
神谷 昌平	阪急電鉄株式会社都市交通事業本部鉄道技術部調査役
川中 正章	京都府警察本部交通部交通規制課調査官（平成 15 年 4 月から）
北尾 英一	桂東学区自治連合会顧問
岡本 圭司	社団法人京都市老人クラブ連合会西京区老人クラブ連合会福利厚生委員長
坂本 修司（オブザーバー）	京都府企画環境部交通対策課参事（平成 15 年 4 月から）
佐々木 一男	社団法人日本オストミー協会京都支部支部長
佐々木 重男	京都市西京区役所区民部地域振興課長
大上 利一	京都交通株式会社営業部次長
竹内 嘉七	NPO 法人京都市中途失聴・難聴者協会理事・西京支部長
竹田 幸雄	桂徳学区自治連合会副会長
谷口 進	京都市都市計画局都市企画部担当部長（平成 15 年 4 月から）
寺田 敏紀	京都市都市計画局建築指導部指導課長（平成 15 年 4 月から）
富奥 ケイ子	社団法人京都府視覚障害者協会西京支部長代理
豊田 英嗣	樫原学区自治連合会会長
西村 裕	京都市建設局道路部道路維持課長
波床 正敏（副議長）	大阪産業大学工学部助教授
福島 健一	京都市建設局西京土木事務所長
細見 温	京都市西京区役所福祉部福祉保護課長（平成 15 年 4 月から）
前田 義徳	京都市交通局自動車部洛西営業所長（平成 15 年 4 月から）
前重 智之	国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所交通対策課長
俣野 武夫	川岡学区自治連合会会長
吉田 和彦	京都府警察本部交通部駐車対策課課長補佐（平成 15 年 3 月から）

【前委員】肩書きは，委員就任時のもの

嵐 修司	京都市西京区役所副区長（平成 15 年 3 月まで）
大里 茂美（オブザーバー）	京都府企画環境部交通対策課参事（平成 15 年 3 月まで）
北山 俊二	京都市都市計画局都市企画部担当部長（平成 15 年 3 月まで）
笹倉 光	京都府桂警察署交通課長（平成 15 年 3 月まで）
宿理 隆	京都府警察本部交通部駐車対策課課長補佐（平成 15 年 3 月まで）
鶴田 安彦	京都市建設局管理部監理検査課長（平成 15 年 3 月まで）
西村 新一	京都市交通局自動車部技術課長（平成 15 年 3 月まで）
西山 哲	阪急バス株式会社自動車事業部営業計画課長*（平成 15 年 3 月まで） （*平成 15 年 3 月，阪急桂駅を経由する路線を廃止）
福島 貞道	京都市都市計画局建築指導部指導課長（平成 15 年 3 月まで）
前田 仁	京都府警察本部交通部交通規制課調査官（平成 15 年 3 月まで）



「桂地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想」は、  
ホームページにも掲載しています。(音声案内もしています。)  
概要版の点字版は京都ライトハウスに置いています。

### 桂地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想

京都市都市計画局都市企画部交通政策課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL(075)222-3483 FAX(075)222-3472

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.jp/tokei/trafficpolicy/barrier/basic/index.html>

2003(平成15)年10月発行 京都市印刷物 第153053号

